

われた金額を控除する。そして、被告東電による賠償金を控除してもなお残額が存在する場合には、残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用を上乗せした金額を認容額とする。なお、被告東電が精神的損害に対する賠償として支払った賠償金には、前記第1章第3のとおり、生活費増加費用も慰謝料増額事由として加味されているものであるが、後述のとおり、本件訴訟において認定する慰謝料についても生活費増加費用を慰謝料増額事由として加味しているから、被告東電が精神的損害に対する賠償として主張する金額について原告らの被った精神的損害に対する慰謝料額から控除したとしても原告らの利益を不当に害するものとはいえない。また、各世帯が被った損害について、当該世帯の構成員のうち一人の原告が代表して請求している場合には、当事者の合理的意思に鑑み、上記損害は当該世帯を代表した原告の損害と認め、被告東電の当該世帯に対する弁済の抗弁についても、当該原告に対する弁済の抗弁として認めることとする。

なお、被告東電は、一部の原告らに対しては「避難雑費」や「自主的避難等対象者に対する賠償金」として支払った金銭についても他の賠償金とまとめて弁済の抗弁を主張している一方で、慰謝料のみを請求している原告らに対しては「避難雑費」や「自主的避難等対象者に対する賠償金」として支払った金銭について弁済の抗弁を主張していないことから、被告東電は、「避難雑費」や「自主的避難等対象者に対する賠償金」として支払った金銭についてまで慰謝料に対する弁済を主張する趣旨とは解されず、慰謝料のみを請求している原告らと慰謝料以外の請求をしている原告らとの公平の見地からも、「避難雑費」や「自主的避難等対象者に対する賠償金」として支払った賠償金は、具体的に主張立証されていない避難費用、生活費増加費用、財産的損害等に対する賠償の趣旨で支払われたと解するのが相当である。したがって、慰謝料以外の損害として認定した損害額が、被告東電の弁済額の総額から慰謝料に対する弁済として損害一覧表記載の金額を控除した金額を下回る場合には、上記控除後の金額を慰謝料以外の損害に対する弁済として充当し、慰謝料に対する弁済としては充当しないこととし、慰謝料

に対する弁済としては損害一覧表に慰謝料に対する弁済として記載されている金額のみを充当することとする。同様に慰謝料として認定した損害額が、被告東電の慰謝料に対する弁済として損害一覧表記載の金額を下回る場合には、慰謝料に対する弁済としては損害一覧表に慰謝料に対する弁済として記載されている金額のみを充当することとし、慰謝料以外の損害に対する弁済としては充当しないこととする。

## 5 中間指針等について

原告ら及び被告らは、中間指針等の内容の合理性の有無や中間指針等を踏まえた被告東電の賠償基準の内容の合理性の有無等について主張するところ、中間指針等は、原賠法18条2項2号に依拠して、法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原賠審において、多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて定めた基準であるから、これを踏まえた被告東電の賠償基準も含め、一応の合理性を有するものである。もっとも、いずれも飽くまで当事者による自主的な解決に資する一般的な指針にすぎないから、その内容は裁判所を拘束するものではない。

## 第2 避難の相当性について

原告らの主張する財産的損害の中には、本件事故による避難に伴い発生したもののが存在するところ、かかる損害が本件事故と相当因果関係が認められるか否かを判断する前提として、以下、避難の相当性を検討する。

### 1 帰還困難区域

前記認定事実及び前提事実によれば、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について種々の報道がされている中で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択する者が原告らを含めて多数存在したところ、被告国は、原災法15条3項に基づき、避難指示区域、屋内退避区域及び計画的避難区域等を設定して避難指示等をしたこと、被告国は、平成23年3月21日のI

C R P の勧告を踏まえて避難指示の基準を年間 20 mSv と定め、同年 12 月 26 日、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を公表し、本件事故から「5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域」として「帰還困難区域」が設定されたこと、本件訴訟の口頭弁論終結時までに帰還困難区域は解除されていないこと、帰還困難区域は、本件事故発生当初は、避難指示区域、屋内退避区域又は計画的避難区域に指定された地域であったことが認められる。したがって、帰還困難区域に居住していた原告らはいずれも避難指示等により避難を余儀なくされたものといえ、避難を行ったことには合理性があり、かつ、かかる避難を継続していることにも合理性があるといえる。よって、帰還困難区域に居住していた原告らの避難及びその継続によって生じた損害は本件事故と相当因果関係を有するものといえる。

## 2 旧居住制限区域

前記認定事実及び前提事実によれば、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について種々の報道がされている中で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択する者が原告らを含めて多数存在したところ、被告国は、原災法 15 条 3 項に基づき、避難指示区域、屋内退避区域及び計画的避難区域等を設定して避難指示等をしたこと、被告国は、平成 23 年 3 月 21 日の I C R P の勧告を踏まえて避難指示の基準を年間 20 mSv と定め、同年 12 月 26 日、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を公表し、「現時点からの年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域」として「居住制限区域」を設定することとしたこと、旧居住制限区域は、本件事故発生当初は、避難指示区域、

屋内退避区域又は計画的避難区域に指定された地域であったことが認められる。したがって、本件事故前に旧居住制限区域に居住していた者はいずれも避難せざるを得なかつたものであり、避難を行うことには合理性が認められる。また、前記前提事実によれば、平成29年4月1日までに大熊町の居住制限区域を除いて居住制限区域は全て解除されたことが認められるものの、居住制限区域が解除されたからといって約6年間もの長期間にわたって居住していなかつた地域に解除後直ちに帰還を求めるのは相当でなく、帰還が可能となるまでに約1年間は要するというべきである。したがって、大熊町を除く居住制限区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められるというべきである。一方で、平成30年4月1日以降は、避難前の居住地に帰還することが可能といえるから、避難の継続の合理性は認めることは困難といわざるを得ない。

### 3 旧避難指示解除準備区域

前記認定事実及び前提事実によれば、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について種々の報道がされている中で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択する者が原告らを含めて多数存在したところ、被告国は、原災法15条3項に基づき、避難指示区域、屋内退避区域及び計画的避難区域等を設定して避難指示等をしたこと、被告国は、平成23年3月21日のICRPの勧告を踏まえて避難指示の基準を年間20mSvと定め、同年12月26日、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を公表し、「年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」として「避難指示解除準備区域」を設定することとしたこと、旧避難指示解除準備区域は、本件事故発生当初は、避難指示区域、屋内退避区域又は計画的避難区域に指定された地域であったことが認められる。したがって、本件事故前に旧避難指示解除準備

区域に居住していた者はいずれも避難せざるを得なかつたものであり、避難を行うことには合理性が認められる。また、前記認定事実によれば、平成29年4月1日までに大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域を除いて避難指示解除準備区域は全て解除されたことが認められる。そして、避難指示解除準備区域が解除されたからといって約6年間もの長期間にわたって居住していなかつた地域に解除後直ちに帰還を求めるのは相当でなく、帰還が可能となるまでに約1年間は要するというべきである。したがつて、大熊町及び双葉町を除く避難指示解除準備区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められるというべきである。一方で、平成30年4月1日以降は、避難前の居住地に帰還することが可能といえるから、避難の継続の合理性は認めることは困難といわざるを得ない。

#### 4 旧緊急時避難準備区域

前記認定事実及び前提事実によれば、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、本件事故や放射線被ばくの危険性について種々の報道がされている中で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、居住地からの避難を選択する者が原告らを含めて多数存在したところ、被告国は、原災法15条3項に基づき、避難指示区域、屋内退避区域及び計画的避難区域等を設定して避難指示等をしたこと、内閣総理大臣は、平成23年4月22日、福島第一原発から半径20ないし30kmの屋内退避を解除し、緊急時避難準備区域を設定したこと、被告国は、平成23年3月21日のICRPの勧告を踏まえて避難指示の基準を年間20mSvと定め、同年9月30日、緊急時避難準備区域の指定を解除したことが認められる。緊急時避難準備区域とは、当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことなどとされている区域であるところ、避難指示等がなくとも、緊急時には立ち退き又は屋内退避を行う必要があるという状態では安心した生活を送ることができず、上記のような状況の下、旧緊急時避難準備区域に隣接した区域

では避難指示等が行われていることに鑑みれば、旧緊急時避難準備区域に居住する者が放射性物質による影響から身を守るために避難を開始することには合理性が認められる。また、緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除されていること、解除が本件事故から約半年後に行われ避難してからそれほど時間が経過しておらず、帰還することは比較的容易なこと、同年12月16日には「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表されたことなどに鑑みれば、避難の継続の合理性が認められるのは、平成24年8月31日までと認めるのが相当である。

## 5 自主的避難等対象区域

### (1) 妊婦及び子供以外の避難者について

避難指示等によらずに避難をした人々は、避難前の居住地からの避難を余儀なくされたわけではないものの、前記認定事実及び前提事実によれば、本件事故直後においては、本件事故や自らが置かれている状況について十分な情報がなく、平成23年3月頃には、本件事故について、「第一原発3号機も『炉心溶融』」、「米スリーマイル島に匹敵する原発史上まれな大事故」、「メルトダウンの恐れ」と、放射性物質の拡散について、「放射性物質大量放出」、「放射線量、極めて危険」、「水道、基準上回る放射能」などと新聞報道されたこと、放射線被ばくを防ぐため、同月11日から避難指示等が出され、同月15日までの間にその対象地域が3度拡大されたこと、保安院は、同年4月12日、本件事故の放射性物質の放出量に関してレベル7と判断していること、このような状況下で、自主的避難者数は同年5月頃から同年9月頃までにかけて増加し、同月には福島県全体で5万人を超えていたこと、ICRP勧告では、年間約100mSvを下回る線量においては、生物学的／疫学的知見に基づく根拠が得られていないが、ある一定の線量の増加に正比例して放射性起因の発がん又は遺伝性影響の確率が増加するというLNTモデルが採用されていること、年

間 1 0 0 mSv 以下であっても放射線量が増加するに従って発がんの確率も増加するという見解も存在していたこと、被告国が I C R P の勧告を踏まえて避難指示の基準を年間 2 0 mSv と定めたのは本件事故後の平成 2 3 年 7 月 1 9 日のことであることが認められる。これらの事情からすれば、本件事故発生当初の時期は、自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避するために避難することには一定の合理性が認められる。そして、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象者は、福島第一原発からの距離、避難指示等の対象となった区域との近接性、放射線量、自主的避難の状況等からして、避難することが合理的であると評価することができる類型の避難者を示したものといえる。以上の事情に鑑みれば、本件事故前に自主的避難等対象区域に居住していた者の避難には合理性が認められる。また、前記前提事実によれば、平成 2 3 年 4 月 2 2 日には屋内退避の指示が解除され、区域の見直しが行われたこと、同年 8 月 9 日には緊急時避難準備区域についてはステップ 1 (安定的な冷却) の達成により原子力発電所の状況が著しく改善したことから、それぞれの市町村において復旧計画の策定が完了した段階で緊急時避難準備区域を一括して解除する方針が示され、実際に同年 9 月 3 0 日に緊急時避難準備区域が解除されたこと、同年 1 2 月 1 6 日には「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ 2 の目標達成と完了を確認したことが発表され、これを受けて同月 2 6 日に警戒区域及び計画的避難区域の見直しの方針が公表されたことが認められる。これらの事情からすれば、平成 2 3 年 4 月 2 2 日に屋内退避の指示が解除された時点や同年 9 月 3 0 日に緊急時避難準備区域が解除された時点では本件事故が収束するか不確定な部分もあったといえるが、同年 1 2 月の時点では、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ 2 が完了するなど、本件事故は収束に向かっていることが確認できたといえる。そして、自主的避難等対

象区域からの避難者については、避難指示等によらずに避難をしたものであるところ、平成23年4月22日に屋内退避の指示が解除され、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたこと、本件事故から本件事故が収束に向かっていることが確認できた平成23年12月まで約9か月しか経過しておらず、帰還することが比較的容易なことなどの事情に鑑みれば、自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子供以外の者の避難の継続の合理性が認められるのは本件事故が収束に向かっていることが確認できた平成23年12月31日までと認めるのが相当である。

#### (2) 妊婦及び子供の避難者について

前記認定事実のとおり、妊婦及び子供については、それ以外の者よりも放射線に対する感受性が高いと一般的に認識されていることからすれば、他の者よりも長期間にわたって放射線の影響を避けるために避難を継続することには一定の合理性が認められる。したがって、当時の帰還先の放射線量等諸般の事情を総合的に考慮すると、自主的避難等対象区域に居住する妊婦及び子供の避難の継続の合理性が認められるのは平成24年8月31日までと認めるのが相当である。

### 6 区域外

中間指針等や被告東電の賠償基準において、自主的避難等対象区域に指定されていなかったとしても、本件事故当時の居住地と福島第一原発及び避難指示区域の位置関係、放射線量、避難者の年齢、家族構成及び心身の状況、避難者が入手した放射線量に関する情報、本件事故から避難を選択するまでの期間等の諸事情を総合的に考慮して避難及びその継続に合理性が認められる場合には、かかる避難及びその継続によって生じた損害は、本件事故と相当因果関係が認められる。

### 7 避難の合理性に関する原告らの主張について

原告らは、少なくとも実効線量年間1mSvを超える線量が測定された地域から避難することには合理性ないし社会的相当性が認められる旨主張する。

しかしながら、前記認定事実のとおり、国際的な合意に基づく科学的な知見によれば、放射線による発がんのリスクは、 $100\text{mSv}$ 以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加傾向を証明することは難しいとされ、少なくとも $100\text{mSv}$ を超えない限り、がん発症のリスクが高まるとの確立した知見は得られておらず、ICRPの勧告等で述べられているLNTモデルも、飽くまで科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものにすぎないことが明言されている。

そして、ICRPの勧告において、公衆被ばくに対する線量限度年 $1\text{mSv}$ については、本件事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては適用されず、緊急時被ばく状況における参考レベルは予測線量 $20\text{mSv}$ から $100\text{mSv}$ までの範囲にあるものとし、また、事故による汚染が残存する現存被ばく状況においては、 $1\text{mSv}$ から $20\text{mSv}$ までの範囲に設定すべきであるとしている。

これらの科学的知見等に照らすと、原告らの主張立証を考慮しても、年間 $20\text{mSv}$ を下回る被ばくが健康に被害を与えると認めることは困難であるといわざるを得ない。そして、被告国は、本件事故後、年間積算線量 $20\text{mSv}$ をもって、避難指示区域等を指定し、解除する基準としているが、これは、平成23年3月21日のICRPによる勧告を踏まえ、2007年の勧告の緊急時被ばく状況の参考レベルである $20$ ないし $100\text{mSv}$ の下限値を適用することが適切と判断して決定した基準であって、上記科学的知見等に照らしても、合理性を有すると考えられる。この点、原告らが指摘する低線量被ばくに関する知見等を踏まえても、上記避難指示区域等の指定や解除が不相当ということはできず、原告らの主張は採用できない。また、原告らは、モニタリングポストにおける環境放射能の測定値は正確ではない旨主張し、それに沿う証拠を提出するが、原告らの用いた測定方法が必ずしも正確なものとは直ちに認められない上、原告らの測定値を前提としても必ずしも年間 $20\text{mSv}$ を超えるとは直ちに認められないから、原告らの上

記主張は避難の合理性に関する判断を左右しない。

### 第3 財産的損害について

#### 1 避難費用

##### (1) 交通費

本件事故による避難の際に実際に支出した交通費のうち、必要かつ合理的な範囲の交通費が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、原告らの避難は本件事故直後の混乱の中で行われたものが多く、避難経路等の具体的な立証ができていないとしても、避難を行った事実が認められれば、避難の際の交通費は発生したと認められるから、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

##### (2) 宿泊費・謝礼

本件事故による避難の際に実際に支出した宿泊費・謝礼のうち、必要かつ合理的な範囲の宿泊費・謝礼が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、原告らの避難は本件事故直後の混乱の中で行われたものが多く、実際の宿泊費・謝礼の金額等の具体的な立証ができていないとしても、避難を行った事実が認められれば、宿泊費・謝礼は発生したと認められるから、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。なお、謝礼については、原告らが支払を余儀なくされたものではなく、原告らが自らの判断によって任意に支払ったと

認められる場合には、本件事故と相当因果関係を有する損害と認めることはできない。

### (3) 引越費用

本件事故による避難の際に実際に支出した引越費用のうち、必要かつ合理的な範囲の引越費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、原告らの避難は本件事故直後の混乱の中で行われたものが多いことから、実際に支払った引越費用の金額等の具体的な立証ができていないとしても、避難を行った事実が認められれば、引越費用は発生したと認められるから、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

### (4) 敷金・礼金

本件事故による避難先のアパート等に入居するために支払った敷金・礼金のうち必要かつ合理的な範囲の敷金・礼金が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

### (5) 一時立入・帰省費用

本件事故による避難先から避難前の居住地に一時立入又は帰省するために要した費用のうち必要かつ合理的な範囲の一時立入・帰省費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。もっとも、多数回にわたって一時立入・帰省を行った場合にも全額を損害として認めるのは相当ではないから、一時立入又は帰省の相当性が認められるのは、原則として月1回とするが、時期や各

原告の置かれた状況によっては、更に一時立入又は帰省が必要であったと認められる場合もあり得るから、最終的には各原告の個別事情を勘案して相当な範囲で一時立入・帰省費用を認める。また、避難指示等が解除され、避難の相当性が認められなくなった時点以降の一時立入又は帰省費用は、本件事故と相当因果関係は認められないというべきである。

一時立入又は帰省に要した交通費等は、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

#### (6) 面会交通費

本件事故による避難により家族が離れ離れになり、二重生活を余儀なくされた場合の面会交通費のうち相当な範囲の面会交通費が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。もっとも、多数回にわたって面会を行った場合にも全額を損害として認めるのは相当ではないから、面会の相当性が認められるのは、原則として月1回とするが、時期や各原告の置かれた状況によっては、更に面会が必要であったと認められる場合もあり得るから、最終的には各原告の個別事情を勘案して相当な範囲で面会交通費を認める。また、避難指示等が解除され、避難の相当性が認められなくなった時点以降の面会交通費は、本件事故と相当因果関係は認められないというべきである。

面会交通費は、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

### 2 生活費増加費用

#### (1) 家財道具購入費

本件事故による避難に際し、必要な家財道具を全て持つて行くことは困難であり、避難先で家財道具を購入しなければならなかつたと考えられるから、本件事故による避難先で必要な家財道具を購入した費用のうち相当な範囲の家

財道具購入費が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。また、家財道具については、その数が多数に及ぶことが多く、具体的な個数、金額等について立証することが困難な場合もあるが、上記のとおり、避難を行えば避難先で家財道具を購入しなければならなかつたと考えられるから、損害の発生自体は認めることができ、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

## (2) 生活費増加分

### ア 光熱費

本件事故による避難を行ったことにより、家族の別居が強いられ、二重生生活を行っている場合には、光熱費の増加分を具体的に立証できていれば、その金額を損害と認め、具体的に立証できていないとしても、損害の発生自体は認めることができる場合には、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

### イ 交通費

本件事故による避難を行ったことにより、勤務先が遠方になるなどして、通勤交通費が増加した場合には、交通費の増加分を具体的に立証できていれば、その金額を損害と認め、具体的に立証できていないとしても、損害の発生自体は認めることができる場合には、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

### ウ 通信費

前記アと同様の算定方法を用いることとする。

## エ 被服費

本件事故による避難を行ったことにより、被服費が増加したこと具体的に立証できている場合には、その増加分を本件事故と相当因果関係のある損害と認め、具体的に立証できていないとしても、損害の発生自体が認められる場合には、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

## オ 食費

本件事故による避難を行う前は野菜等の食料を自宅で栽培したり親戚等からもらったりしていたため野菜等を購入する必要はなかったが、本件事故による避難を行ったため、野菜等を店舗等で購入する必要性が生じ食費が増加したことが具体的に認められる場合には、増加分が具体的に立証できていれば、その増加分を本件事故と相当因果関係のある損害と認め、具体的に立証できていないとしても、損害の発生自体が認められる場合には、損害の性質上その額を立証することが極めて困難なものとして、民事訴訟法248条に基づき相当な損害額を認定することとする。

### (3) 家賃増加分

本件事故による避難を行う前は持ち家に居住しており家賃を負担していなかった者については、必要となった家賃負担のうち相当な範囲で損害と認め、避難前は借家に居住しており家賃を負担していた者については、従前の家賃と実際に負担している家賃の差額のうち相当な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認めることとする。

### (4) 教育費

本件事故による避難を行ったことにより子供が転校せざるを得なかった場合に購入が必要となった学用品等の購入代金については、相当な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認めることとする。

## 3 就労不能損害

本件事故前の収入を基礎として、就労が不能であった期間について、本件事故がなければ得られたであろう収入を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。もっとも、就労不能となった原因が本件地震又は本件津波であり、本件事故がなくとも就労不能となっていた場合には就労不能損害は認められない。また、本件事故当時就労していなかった場合には、近い将来就労することが予定されていたなど、就労する蓋然性が認められる場合に限り、就労不能損害として損害を認めることとする。さらに、本件事故により収入が減少したと認められる場合には、本件事故前の収入と本件事故後の収入との差額のうち相当な範囲で本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

#### 4 財物損害

不法行為による物の滅失、毀損に対する損害賠償額は、特段の事由のない限り、その物の交換価格によるべきである（最高裁昭和28年(オ)第849号同32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁、大審院大正12年(オ)第398号、第521号同15年5月22日民刑連合部中間判決・民集5巻6号386頁参照）。

本件についてみると、上記特段の事由は主張されていないことから、本件事故当時の対象物の交換価格に基づき、本件事故がなければあったであろう価格と本件事故により滅失毀損した当該物の価格との差額をもって損害額を認定するのが相当である。

#### 5 生命・身体的損害

原告らの主張する生命・身体的損害と本件事故との相当因果関係が認められる場合には、上記損害を本件事故と相当因果関係を有する損害と認められる。

#### 6 その他（被ばく検査費用、線量計購入費用、除染費用等）

被ばく検査費用等として原告らが実際に支出した費用のうち相当な範囲の費用が本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。損害の発生及び損害額については、原則として領収証等の証拠に基づいて認定するが、被告東電が既に賠

償している範囲については、領収証等が存在しなくとも、当該賠償額を本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

#### 第4 精神的損害について

##### 1 被侵害利益

原告の中には、政府による避難指示等により避難を余儀なくされた区域から避難した者、政府の避難指示等の対象とされなかった区域から避難した者、現時点において避難指示等が解除されている区域から避難した者、現時点においても避難指示等の解除の見込みが立っていない区域から避難した者、実際に避難した者、避難せずに福島県内に留まっている者等様々な状況の者がおり、各原告の侵害された利益及びその程度は、その置かれた状況によって原告ごとに異なるというべきである。もっとも、避難の相当性の認められる者については、いずれの原告も、本件事故を原因として、住み慣れた自宅や地域に帰れない苦痛を感じること、不便な避難生活を強いられること、先の見通しがつかない不安を感じること、放射能に対する恐怖や不安を感じることなどにより、平穏な日常生活を喪失し、精神的苦痛を被った点では共通しているといえる。また、本件事故後避難していない者についても、放射線被ばくに対する恐怖と不安の中での生活を余儀なくされたことなどからすれば、避難した者と同程度の精神的苦痛を被ったと考えられる。そして、上記各要素は、相互に関連し合って、時間の経過と共に、原告の精神的苦痛を増加又は低下させるものといえ、重複する部分も存在するから、原告の被った精神的損害の大きさを判断するに当たっては、上記各要素を総合的に考慮すべきである。したがって、本件における原告が侵害された利益は、上記各要素を総合した平穏な日常生活を送る権利と解するのが相当であり、かかる権利は憲法13条、憲法22条1項等に照らして、原賠法上も保護されるものというべきである。なお、原告が主張する「故郷喪失慰謝料」も上記慰謝料と同様の性質を有するものであると解するのが相当である。

また、中間指針第四次追補は、避難指示区域の見直しにより、5年間を経過し

てもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある地域として帰還困難区域が設定されたが、帰還困難区域は現時点においても避難指示解除及び時期の具体的な見通しが立っておらず、避難指示が本件事故後6年を大きく超えて長期化することが見込まれている状況に鑑み、帰還困難区域に居住していた住民は、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を賠償の対象とすることとしたものであるから、中間指針第四次追補に基づく精神的苦痛の賠償は、上記慰謝料をてん補するものと解するのが相当である。

そして、前記のとおり、原告ごとに上記各要素の侵害の有無及び程度は異なるから、最終的には慰謝料額は各原告の個別事情を具体的に考慮して算定すべきであるが、慰謝料額算定の目安を後記2のとおり示すこととする。

## 2 避難に伴う慰謝料

### (1) 帰還困難区域

避難の相当性については、前記第2の1で説示したとおりであり、本件事故前に帰還困難区域に居住していた者については、避難指示等により避難を余儀なくされ、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穏な日常生活を喪失したこと、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたことに加え、見通しのつかない長期間にわたって住み慣れた住居及び地域に帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされていることなどからすれば、他の区域から避難を行った者と比較すると、その被った精神的苦痛は大きいものといえる。また、避難を行ったことによりそれ以前は安価で入手できていた生活必需品の入手にかかる経済的負担が増加するであろうことなどからすれば、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきである。そして、後記(2)ないし(4)のとおり、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域に居住していた者の避難生活に伴う慰謝料は月額10万円程度とするのが相当であること、他の区域

に居住していた者の慰謝料額との均衡等諸般の事情に鑑みれば、帰還困難区域に居住していた者の慰謝料は、1人当たり1500万円とするのが相当である。

### (2) 旧居住制限区域

避難の相当性については、前記第2の2で説示したとおりであり、本件事故前に旧居住制限区域に居住していた者については、避難指示等により避難を余儀なくされ、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穏な日常生活を喪失し、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、住み慣れた住居及び地域に長期間にわたって帰還不能となり、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことが認められる。また、避難を行ったことによりそれ以前は安価で入手できていた生活必需品の入手にかかる経済的負担が増加するであろうこと等からすれば、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきである。もっとも、本件においては、財産的損害については別途損害の賠償が認められているところである。これらの事情に鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当であり、各原告の個別事情を勘案して最終的な慰謝料額を決すべきである。

### (3) 旧避難指示解除準備区域

避難の相当性については、前記第2の3で説示したとおりであり、本件事故前に旧避難指示解除準備区域に居住していた者については、前記の居住制限区域と同様に、自らの意思に反して居住地を離れることとなり、平穏な日常生活を喪失し、不便な避難生活を強いられたこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、住み慣れた住居及び地域に長期間にわたって帰還不能となり、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことが認められる。また、旧居住制限区域に居住していた者と同様、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきであるが、他方で財産的損害については

別途損害の賠償が認められることなどに鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当であり、各原告の個別事情を勘案して最終的な慰謝料額を決すべきである。

#### (4) 旧緊急時避難準備区域

避難の相当性については、前記第2の4で説示したとおりであり、本件事故前に旧緊急時避難準備区域に居住していた者については、平穏な日常生活を喪失し、避難生活による不便を被ったこと、放射能に対する恐怖や不安を感じたこと、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったこと、旧居住制限区域に居住していた者と同様、具体的な立証が困難な生活費増加費用についても慰謝料増額事由として加味すべきであること、他方で財産的損害については別途損害の賠償が認められることなどに鑑みれば、避難に伴う慰謝料は月額10万円を基本とするのが相当であり、各原告の個別事情を勘案して最終的な慰謝料額を決すべきである。また、実際に避難を行わず、旧緊急時避難準備区域に居住し続けた者についても、放射線被ばくに対する恐怖と不安の中での生活を余儀なくされたこと、常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められ、行動の自由が制約される状態であったこと、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことなどからすれば、避難した者と同程度の精神的苦痛を被ったと考えられるから、滞在し続けた者についても、避難した者と同程度の慰謝料額の賠償を認めることとする。

#### (5) 自主的避難等対象区域

避難の相当性については、前記第2の5で説示したとおりであるが、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、本件事故後直ちに避難していない者についても、放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱きながら生活していたが、仕事の都合等により本件事故後直ちに避難することができず、放射線被ばくについての知見を得るにつれて避難の必要性を認識するようになって本件事故から一定程度期間を経過した後に避難を決断したとしても不合理とはいえない

い。そして、本件事故後直ちに避難していない者についても、放射線被ばくに対する恐怖と不安の中での生活を余儀なくされたこと等からすれば、避難した者と同程度の精神的苦痛を被ったと考えられるから、本件事故から一定程度期間を経過してから避難をした者や避難せずに自主的避難等対象区域に居住し続けた者についても、本件事故後直ちに避難した者と同程度の慰謝料額の賠償を認めることとする。

そして、自主的避難等対象区域に居住していた者は、避難指示等により避難している者とは異なり、避難すべきかについて苦悩せざるを得なかったという事情は認められるものの、避難指示等により避難している者と比較すれば、居住地を自ら決定する権利の侵害の度合いは低いことなどに鑑みれば、自主的避難等対象区域に居住していた者の慰謝料額は、妊婦又は子供であるかを問わず平成23年3月から同年12月までは月額6万円、また、妊婦又は子供については平成24年1月から同年8月まで月額5万円とするのが相当である。なお、妊婦又は子供に同伴するために平成24年1月以降に避難し又は避難を継続した者の同月以降の精神的損害については、妊婦又は子供に対する慰謝料額に含まれているというべきであり、同伴者の慰謝料が別途増額されるものではない。

#### (6) 区域外

避難の相当性については、前記第2の6で説示したとおりであり、避難及びその継続に合理性が認められる場合には、自主的避難等対象区域の者に対する賠償基準を参考に慰謝料額を算定する。

### 3 慰謝料増額事由の有無

- (1) 本件事故の発生につき、被告東電には故意又はこれに匹敵する重大な過失があり、慰謝料増額事由として考慮すべきか、以下検討する。
- (2) 前記認定事実によれば、平成14年7月に長期評価の見解が公表されたこと、平成18年5月の溢水勉強会において、敷地高さを超える津波が到来した

場合には、全交流電源喪失に陥るおそれがあることが判明したこと、被告東電は、平成20年2月頃、長期評価の見解に基づいて1896年の明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の日本海溝沿いにおいて試算を行ったところ、福島第一原発の敷地南側で最大O.P.+15.7mの津波高さという結果を得たことが認められる。これらの事情からすれば、平成14年7月に長期評価の見解が公表されてから直ちに試算を行えば、長期評価の見解が公表された数か月後には福島第一原発の主要建屋の敷地高さであるO.P.+10mを超える津波を予見することが可能であり、また、遅くとも敷地高さを超える津波が到来した場合には全交流電源喪失に陥る可能性があることを認識し得た平成18年には長期評価の見解に基づく試算を行うべきであったといえる。したがって、被告東電は、遅くとも平成18年には長期評価の見解に基づく試算を行い、福島第一原発の主要建屋の敷地高さであるO.P.+10mを超える津波の到来を予見することができ、予見すべきであったといえる。そして、原子力発電所が一たび事故を起こせば周辺住民等に重大な被害をもたらし得るものであることに鑑みれば、被告東電には、主要建屋の敷地高さであるO.P.+10mを超える津波の到来が予見できた場合には、かかる津波が到来した場合に全交流電源喪失に至らないような対策を講じるべき義務があったといえる。もっとも、前記の被告国(の)責任において検討したのと同様に、長期評価の見解は、根拠となったデータが少ないとことなどから、その信用性はやや低いものといわざるを得ず、直ちに対策を講じなければ重大な事故が発生する危険が切迫した状態であったということはできない。また、前記認定事実によれば、被告東電は、長期評価の見解については、確定論ではなく確率論に取り入れる方針としたこと、2008年推計の結果を把握した後、土木学会に対し、長期評価の見解の取扱いに関する検討を委託し、平成24年10月を目途に結論が出される予定の土木学会の検討結果如何では、津波対策を講じる予定であるとしていたことが認められる。このように、被告東電は、長期評価の見解について全く対応を

とらなかったわけではなく、長期評価の見解をどのように取り扱うかについて検討を重ねていたものといえる。

以上より、原子力発電所で事故が発生した場合の結果の重大性に鑑みれば、被告東電としては、主要建屋の敷地高さであるO. P. + 10 mを超える津波の到来を見越しては、早急に対策を講じるべきであり、本件における被告東電の対応は遅く、不十分なものといえるものの、被告東電が何らの対策も講じていなかつたわけではなく、自己の利益を優先するためにあえて対策を遅らせたといった事情は認められないから、本件事故の発生につき、故意又はこれに匹敵する重大な過失があったということはできない。したがって、被告東電の過失を慰謝料増額事由として考慮すべきであるとはいえない。